

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（注）改正前欄に掲げる規定は、令和三年十月二十九日付けパブリック・コメント「レバレッジ比率規制に係る告示の一部改正（案）等の公表について」を踏まえ今後公布を予定している告示による改正後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（連結レバレッジ比率の計算方法）</p> <p>第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第十九条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連結自己資本比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、信用金庫連合会及びその子会社等（法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、第七条第六項の規定の適用があるときは、三・一五パーセント以上とする。</p> $\frac{\text{自己資本の額}}{\text{自己資本比率告示第十九条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する信用金庫連合会及びその子会社等において、前項に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ比率}} = \frac{\text{資本の額}}{\text{自己資本比率告示第十九条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する信用金庫連合会及びその子会社等において、前項に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ比率}}$	<p>（連結レバレッジ比率の計算方法）</p> <p>第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第十九条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連結自己資本比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、信用金庫連合会及びその子会社等（法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率以上とする。</p> $\frac{\text{自己資本の額}}{\text{自己資本比率告示第十九条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する信用金庫連合会及びその子会社等において、前項に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ比率}} = \frac{\text{資本の額}}{\text{自己資本比率告示第十九条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する信用金庫連合会及びその子会社等において、前項に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ比率}}$

ジ・バッファー比率（連結レバレッジ比率から三パーセント（同項ただし書に規定するときにあっては、三・一五パーセント）を控除して得た比率をいう。）について、同号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率以上とする。ただし、同項ただし書に規定するときは、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率以上とする。

（オン・バランス資産の額）

第七条 「略」

〔2〕5 略〕

6 日本銀行に対する預け金の額は、例外的なマクロ経済環境その他の事情を勘案して別に定めるところにより、前条第一号に掲げる額に算入しないものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

ジ・バッファー比率（連結レバレッジ比率から三パーセントを控除して得た比率をいう。）について、同号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率以上とする。

（オン・バランス資産の額）

第七条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 第二条第一項ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を前条第一号に掲げる額に算入しないものとする。